

令和7年度 道路空間利活用社会実験支援委託業務 仕様書

1 業務目的

本市では、彦根駅周辺地区における更なる賑わいや活力を生む都市再生を図るための未来ビジョンとして、令和4年度に彦根市都市再生協議会において「ひこね共創ビジョン」を策定し、駅周辺の魅力の創出の取組みを進めるため、エリアの玄関口となる彦根駅周辺、世界遺産登録を目指す彦根城周辺、城下に広がる夢京橋キャッスルロードや四番町スクエア周辺のウォークアブル推進を基本的な方針とし、官民連携型のプラットフォームにて推進体制の構築や取組みの組成に当たっている。

ひこね共創ビジョンのなかでも先導的な取組みに位置付けられる（都）彦根停車場線等の道路空間再編や利活用の方策については、社会実験を通して効果検証と交通影響の把握を行うとともに、社会的周知を図りながら実現化に向けた各種調整や検討を進めていく必要がある。

本業務では、彦根駅周辺におけるシンボル軸でもある（都）彦根停車場線を対象として、車線減少等の交通規制を伴う道路空間利活用社会実験を実施し、道路空間の利活用による取組みを試行しながら、効果検証、交通影響等の把握を行う調査、分析、検討を行うことを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 業務計画

本業務の目的を把握し、検討の目的、検討内容、工程、体制等について計画書を作成し、確認協議を行う。

(2) 資料収集および整理

ア 道路空間再編や利活用に関する関連事業の整理

業務に関連する計画（ひこね共創ビジョン、都市計画再整備事業等）および過年度業務、実証実験結果などを整理する。

イ 法令等における制約条件の整理

関連する各法令や条例における規制等の制約条件について整理する。

ウ 本市を取り巻く関連事業、社会情勢等の把握

本施設（道路空間）および周辺地域の特徴や本施設および周辺地域を取り巻く社会経済情勢や社会的ニーズの変化などの本施設および周辺地域の現状について整理する。

エ 基本事項のとりまとめ

上記の結果を踏まえ、本施設および周辺地域の抱える課題や検討すべき事項等を抽出し整理する。また、本施設および周辺地域のポテンシャルを引き出すために効果的な仕掛けや方針（案）を整理し、社会実験に向けた基本事項をとりまとめる。彦根駅周辺において、現地踏査を行う。

(3) 事業スケジュールの検討

これまでの検討調査結果を踏まえ事業スケジュールを整理するとともに、将来ビジョンに基づきロ

ードマップを作成する。

(4) 社会実験の計画・実施・効果検証等の調査・検討

ア 社会実験の実施計画の作成・検討

社会実験の実施計画として、以下の内容を初期条件として検討するものとする。

- ・実施期間は、土曜日から翌週日曜日までの連続9日間を想定する。
- ・実施区間は、概ね別紙位置図に示す区間を参考に検討するものとする。
- ・道路空間再編を見越し、上下各2車線を対面通行の2車線に交通規制を行い、賑わいを創出する利活用の取組みを検討する。
- ・利活用プログラムは、官民連携エリアプラットフォームの専門部会の監修を受けて決定する。

(ア) 道路交通規制計画

車線通行規制等の道路交通規制の実施計画を策定する。

実施計画は、規制対象範囲や路線、時間帯、規制方法、規制に必要な占用物（各種安全施設や看板等）の設置等について検討すること。

規制に伴う安全施設、案内看板等のレンタルや運搬設置は受託者負担とする。

道路占用許可および道路使用許可については、本市が手続きを進め、受託者はそのための資料作成や協議等を支援する。

(イ) 道路を利活用した賑わいづくりの取組み計画の検討

道路を活用した賑わいづくりの取組みに関するオペレーションの計画を検討する。

イ 社会実験実施に伴う効果検証計画と調査計画の検討

社会実験実施に伴う賑わいづくり、交通規制による交通影響を把握するための検証、調査計画を検討する。

効果検証は、利用者を対象としたアンケート調査の実施、交通影響の把握については、交通実態調査を実施することを想定し、計画を検討する。

ウ 社会実験の実施

車線の減少による交通規制を行い、道路利活用に資するための社会実験を実施する。

想定する実施内容は以下のとおりである。

(ア) 道路交通規制の実施

車道および歩道に滞留空間および賑わい空間を設置する際には、警察および道路管理者との協議結果を踏まえ、非常時の迅速な対応を可能とするため、過度に重厚なものは避け、バリケード、クッションドラム以上の安全性が確保可能な安全施設や看板等の設置等により必要な安全対策を講じること。夜間に設置が必要な場合は、夜間照明および点滅灯等の必要な安全対策を講じること。

警察および道路管理者との協議結果を踏まえ、利用者等の安全確保を最優先にし、適宜、誘導員または警備員を配置すること。

●安全施設（参考）

- ・社会実験現場監督員の配置：1名×9日
- ・交通誘導員の配置：6名×9日
- ・交通規制や情報案内のための看板作成・運搬・設置・撤去：10基
- ・バリケード、クッションドラム等のレンタル、運搬・設置・撤去：9日間
- ・賑わい空間の創出：9日間

(イ)社会実験広報の実施

- ・チラシ原稿作成・立て看板デザイン一式
- ・チラシ印刷・立て看板作成
- ・その他民間事業者への周知

(ウ)交通影響等を把握する交通実態調査の実施

下記の内容（案）にて、交通実態調査を実施する。

- ・交差点交通量調査：事前・実験中×4箇所×平日・休日（12時間調査）
- ・歩行者通行量調査：事前・実験中×2断面×平日・休日（12時間調査）

(エ)道路を利活用した賑わいづくりの取組みへの参加者アンケート調査（聞き取り方式）の実施

- ・調査票印刷：1,000部
- ・調査員配置：2名×平日・休日（8時間調査）

エ 効果検証、交通影響評価等、社会実験の評価検討

効果検証計画に基づき、実施した調査結果を活用しながら、社会実験実施の効果や交通影響、今後望まれる取組みについて評価、検討を行う。

オ 関係機関協議の実施

警察、道路管理者等、社会実験の実施に伴う（利害）関係者と調整協議を行う。

(5)官民連携エリアプラットフォームの運営補助

ア 都市再生協議会の開催補助

官民連携まちなか再生推進事業を推し進めるエリアプラットフォームの母体である彦根市都市再生協議会の運営補助を行う。都市再生協議会は3回程度の開催を予定し、社会実験の実施前においては実施概要や効果の検証内容を、社会実験後においては社会実験の結果を報告するものとする。

イ 専門部会の運営補助

社会実験は、官民連携エリアプラットフォームの専門部会が主導となり、市が事務局となって実施するものとする。従って、社会実験の実実施計画、効果検証は専門部会にて検討し、都市再生協議会へ提出する。特に道路を利活用する賑わいづくりの取組みは、専門部会が調整を行うこととする。以上を踏まえ、社会実験の実施前後にて、開催予定の専門部会（全6回程度）の運営支援を行うも

のとする。

(6) 打合せ協議

初回、中間2回、最終、その他必要に応じて打合せ協議を行うものとし、その都度記録に留めて市および受託者相互に確認するものとする。

(7) 業務報告書の作成

調査、検討結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

4 提出書類

契約締結後、受託者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類を市に直ちに提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。また、受託者は、本業務を実施するにあたり、特記仕様書に記載のない事項は市と協議のうえ、決定するものとする。

(1) 契約締結後

- ア 着手届および管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- イ 技術者名簿（経歴書の写しを添付）
- ウ 業務実施計画書
- エ 業務工程表

(2) 業務完了時（成果品と共に提出するものとする）

- ア 委託業務完了届
- イ 成果品引渡書

5 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託内容等について、事前に書面により市の承諾を得なければならない。

6 守秘義務

受託者は、当該業務を進めるにあたり知り得た個人情報等の管理を適正に行わなければならない。なお、市が公表する事項は公表前に、それ以外の事項は一切の事項を他に漏らしてはならない。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品については、すべて電子データを作成し、電子媒体についても納品する。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 報告書【A4版・バインダー製本】 | 2部 |
| (2) 報告書等の電子データ（CDまたはDVDに格納すること） | 1式 |

8 その他

- (1) 彦根市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- ア 受託者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他彦根市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに彦根警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- イ 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により彦根警察署に届け出るとともに、市に報告するものとする。
- また、受託者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- ウ 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、市と協議するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、市と協議のうえ、市の指示に従うものとする。

9 参考資料

- (1) 別紙位置図
- (2) 別記様式第1号 不当介入事案通報書